掲 載 記 事 の 要 旨

主要立法（翻訳・解説）

【アメリカ】アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応―連邦によるアプローチと州の反いじめ法制定の動き

連邦制国家であるアメリカでは、教育が州の専権事項とされており、いじめへの取組み方は州により異なる。一方、連邦の各機関もそれぞれの立場からいじめ問題に取り組んでいる。また、近年では、各州において反いじめ法制定の動きが見られ、法制定を推進するNPOの活動も活発である。

【イギリス】英国2006年立法及び規制に関する改革法

「英国2006年立法及び規制に関する改革法」は、行政上の負担の除去や軽減及び規制の趣旨徹底を目的として、議会制定法を委任立法によって修正することを可能とする法律である。同様の規定は、2001年規制改革法によって既に定められていたが、今回の規定は濫用の余地が大きいことが指摘され、議会内外で論争が巻き起こった。この法律の解説及び成立までの過程は、『外国の立法』第232号（2007年6月）において「英国2006年立法及び規制に関する改革法―規制緩和と行政権限の拡大」として掲載されている。本稿では、2006年立法及び規制に関する改革法の全文を翻訳し、紹介する。

【フランス】フランスにおける不法滞在者の隔離措置の変遷

フランスの外国人政策は、政府が保革入れ替わるたびに、寛厳のジグザグ運動を繰り返してきた。隔離措置というのは、不法滞在者や外国人犯罪者を強制的に国外に退去させる措置である国外追放、国外退去および領土立入禁止の総称であるが、1980年の改正から主なものだけでも十数回も法改正がおこなわれており、それぞれの違いがわかりにくくなっている。本稿では、これまでの法改正の流れについて整理、解説し、併せて「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典」第5部「隔離措置」の翻訳並びに付表「国外追放・国外退去・領土立入禁止・勾留関係改正年表」を掲載する。

【ドイツ】ドイツのストーキング対策立法―「暴力保護法」と「つきまとい処罰法」

2007年3月31日、ドイツで、ストーキングの犯罪構成要件を刑法典に定める「つきまとい処罰法」が施行された。ストーキング被害者の保護のためには、既に2002年1月1日に「暴力保護法」が施行されており、同法に基づき、ストーキングの被害者は裁判所に保護命令を求めることができ、保護命令違反に対しては刑事罰が科せられる。しかし、このような民事法による解決では十分な被害者保護が実現されなかったため、このほど刑事法による解決が図られることとなったものである。

【イタリア】イタリアにおける首相府改革―1999年の立法命令第303号による自律性の強化

イタリアにおいて、首相府は、戦後長期にわたり設置法が制定されず、各省からの人員及び財政に依存する状態が続いた。そこで、こうした状況に対し、1980年代末及び1990年代末に主要な制度

改革が実施された。特に、本稿で扱う1999年の立法命令第303号は、首相府に新たな組織モデルと、他の国家行政組織に比して高い組織上及び会計上の自律性を導入した。その結果、首相府の主要任務である政策調整機能の改善がもたらされた。

主要立法（解説）

【アメリカ】アメリカ連邦議会における政治倫理問題の論点―議員の政治倫理監督のための独立機関

2007年１月に開会した第110アメリカ連邦議会では、連邦議員の政治倫理の改革が大きな課題とされ、関連の院内規則の改正や連邦法による規制強化のための立法が推進されている。その一環として、議会に部外者から成る独立の倫理監督機関を設置しようとする複数の法案又は提案も提出されている。これらの提案は、現行の両院政治倫理委員会が十分にその任務を果たしていないとの認識に立つものであるが、各案とも、議員の倫理規律に関する最終的な判断は、議会内の組織である両院倫理委員会に委ねるとしている。

【フランス】フランスにおける男女平等政治参画―パリテに関する2007年１月31日法を中心に

フランスにおいて、2007年１月31日、男女平等の政治参画（パリテ）を推進する法律が制定された。これにより、パリテ政策の原点であった2000年６月６日の通称パリテ法を強化し、女性の進出が遅れている選挙制度に、新たにクォータ制を導入することが定められた。本稿では、2007年１月31日法までのフランスにおけるパリテ政策の概略を説明しつつ、同法の規定について解説を行い、重要点を整理する。

【ロシア】ロシアの少子化対策をめぐる立法動向

人口減少問題が深刻なロシアは、医療制度改革、移民政策転換に続き、少子化対策にも乗り出した。特に注目されるのは、2007年１月１日以降に第２子を出産した女性などに、国が25万ルーブル（約118万円）を支給するという「母親資本」制度である。その用途は、住居費・教育費への充当、母親の年金保険料納付のみに限定されるが、「母親資本」はインフレ率に応じて増額される。「母親資本」制度導入の他にも、出産・育児に対する手当の増額が行われた。

【韓国】韓国における労働組合及び労働関係調整法の一部改正と施行の先送り

盧武鉉政府の労使関係改革プログラムである労使関係法制度先進化策の成果の一つとして、2006年12月に労働組合及び労働関係調整法の一部改正案が国会を通過し成立した。1996年12月の同法制定時に2002年１月から施行と定め、その後法改正で施行が更に５年間先送りにされていた複数労組の許容と労働組合専従者給与支給禁止規定の施行時期は、今回の改正により2010年１月からと更に３年間延期された。今後、使用者側、労働者側および政府がこれらの案件をどのように扱っていくかが注目される。

【中国】中国における物権法の制定

2007年３月16日に、中国で「物権法」が制定され、2007年10月１日から施行されることとなった。「物権」は、所有権に代表される、物（不動産と動産）の帰属、利用等に関する権利である。物権法は、中国で初めて物権について体系的に規定した法律であり、国家、集団、私人の３主体の物権を平等に保護することなどが盛り込まれている。

【フィリピン】フィリピンにおける反テロ法の成立―人間の安全保障法

2007年２月19日、フィリピン議会において、「反テロ法案」が「人間の安全保障法」に名称を変更した上で通過し、３月６日、アロヨ大統領の署名を得て成立した。反テロ法案は、2001年９月の米国本土同時多発テロ発生以降、上院と下院それぞれにおいて上程され審議されてきたが、成立には至らなかった。今回、下院が上院案を承認したことにより、また人権問題等との関連で名称を「人間の安全保障法」に変更することにより、「反テロ」を内容とする法律が制定されるに至った。同法では、テロリズムの定義、罰則及び予防拘禁等に関する規定並びに反テロ評議会、苦情処理委員会及び合同監視委員会の設置等が定められる一方で、選挙期間前後には同法の施行が停止される条項も付帯された。